

城西国際大学 車両通学ルール

(目的)

第1条 学生の車両通学の適正・安全を期するため、車両通学に関するルールを定める。

(車両通学の条件)

第2条 学生の車両通学は、次の条件を満たす場合登録できる。

- 1 日本国内で有効な運転免許証を保有していること
- 2 公共交通機関では、適時に授業に出席出来ない地域に住んでいること
- 3 歩行困難などの傷害により長期の通院治療を要する等車両通学が必要と認められること（この場合、快復した時点で登録を抹消する）
- 4 自動車損害賠償責任保険、任意保険に加入し、その適用を受けられること
- 5 通学車両は本人もしくは家族名義であり、道路運送車両法による定期点検整備を実施している車両（改造等がない）であること
- 6 記載不備のない車両通学登録証を出していること

(届け出)

第3条 車両通学をする学生は、車両通学登録証を学生課に提出する

(遵守事項)

第4条 車両通学者は、次の各項を遵守する。

- 1 城西国際大学学生部の定めた車両通学に関するルールを守る。
- 2 車両通学登録証は車内の見えやすい位置に置くものとする。
- 3 本学教職員に車両通学登録証の提示を求められた場合は、提示する。
- 4 車両通学登録証は固有のものであり、賃借をしない。
- 5 城西国際大学指定の駐車場（第1、第2）を利用し、違法・迷惑駐車による営業妨害など本学周辺の住民に迷惑をかけない。
- 6 大学内への乗り入れは、特別の許可を受けた場合を除き、禁止とする。
- 7 道路交通法等の関係法規を遵守し、正しく走行する。
- 8 違反行為を指摘された場合、その指導及び処分を享受する。

(報告)

第5条 次の場合速やかに学生課に報告する。

- 1 自動車通学を取り止める等、届出事項に変更がある場合
- 2 人身事故を生じた場合

(事故等発生時の対応)

第6条 事故等発生時の対応は次による

- 1 事故等が発生した場合は、速やかに人命保護の処置を講じるとともに臨機の処置により副次的事故の発生防止を図る。
- 2 事故の大小にかかわらず、警察に通報し、事故証明を得る。
- 3 事故その他通学車両に関する責任は、当該車両通学学生が全て負う。